

株式会社 電 算 定 款

(2022年6月28日改正)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社電算と称し、英文では DENSAN CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理サービス、情報提供サービス、情報通信サービス、情報保管サービス
および運用・監視サービス業務
- (2) ソフトウェアの開発、販売および賃貸ならびに保守
- (3) 情報システムの企画・設計・開発および維持管理業務
- (4) 情報通信機器・情報処理機器とその周辺機器および運用ソフトウェアの販売、賃貸ならび
にそれに付随する事務用消耗品の販売
- (5) 情報システムの管理運営およびそれに付随する業務の受託
- (6) 情報処理に関連する通信等の設備およびビル内スペースの賃貸
- (7) 情報通信機器・情報処理機器とその周辺機器、通信回線、電気設備の設置工事および保守
管理
- (8) 情報ネットワーク技術の企画・研究・開発
- (9) 情報通信機器・情報処理機器とその周辺機器の企画・研究・開発
- (10) デジタルコンテンツ（テキスト・音声・静止画・動画等）の企画・開発および販売
- (11) 情報通信技術・情報処理技術の教育・指導業務
- (12) 情報システムに関するコンサルティングならびに出版業務
- (13) 集金代行業務
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 駐車場の賃貸業務
- (16) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野市に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(「株式取扱規程」)

第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会にお

いて定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

- 第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 14 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、

その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、18名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名する。

(「取締役会規程」)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(顧問および相談役)

第 31 条 取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第 425 条第 1 項等法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。

(常勤の監査役)

第 36 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名する。

(「監査役会規程」)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第 425 条第 1 項等法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 46 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会によらないものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

第 8 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第 49 条 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会の決議または取締役会の決議により決定することができる。

- 2 前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事

業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(対抗措置発動等の決定機関)

第 50 条 当社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる場合または大量買付行為に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。

(附則)

- 1 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。